

障害者差別解消法 を知っていますか？



静岡県

しあわせ社会は認め合いから ふじのくに人権宣言

私たちは、この世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、だれもが皆、人間らしく生き、幸せに暮らす権利、すなわち、「人権」を持っています。そして、「人権」は、お互いに相手の立場を認め合い、権利や自由を尊重し合うことによって成り立っています。

しかしながら、私たちの身の回りには、多くの人権問題が発生しています。このため、静岡県では、静岡県人権施策推進計画を策定し、人権尊重の意識が生活の中に定着した静岡県の実現を目指し、様々な施策に取り組んでいます。

障害のある人に対する差別の解消も大きな課題です。現在、我が国では人口の約 6.7%、およそ 15 人に 1 人は何かしらの障害があるとされています（平成 29 年版障害者白書）。その中には、生まれたときから障害のある人だけでなく、事故や病気、加齢などによって障害を持つことになった人もいます。

社会を構成する一員として共に地域社会で生活している障害のある人の人権について、障害者差別解消法をもとに考えてみましょう。



1 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）って、どんな法律なのですか？

障害のある人に対する、国や市区町村といった行政機関や会社やお店などの民間事業者の「障害を理由とする差別」をなくすための法律（平成 28 年（2016 年）4 月施行）です。障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目的としています。

*参考

障害のある人とは身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。（障害者基本法：昭和 45 年（1970 年）制定、平成 23 年（2011 年）改正）



2 障害者差別解消法で守らなければならないことは何ですか？

障害がある人への「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止です。

内 容	主 体	行政機関 (国、地方公共団体)	民間事業者等 (個人事業者や NPO 等の非営利事業者 も含まれます)
障害のある人への不当な差別的取り扱い 障害があることを理由として、サービスなどの提供を拒否したり、制限したりすること		禁 止	禁 止
障害のある人への合理的配慮の不提供 障害のある人からの求めに応じず、負担になり過ぎない範囲での配慮もしないこと		禁 止 (配慮の提供義務)	配慮の提供 の努力義務

- 正当な理由がある場合や、合理的配慮の提供において負担が重過ぎる場合は、その理由を説明し、別の方法の提案も含めて話し合い、理解を得るように努めることが大切です。
- 障害によって、本人が配慮を求める意思を表明することが困難な場合には、本人に代わって、その家族、介助者、支援者などが意思の表明をすることが認められています。



3 静岡県では、どのように取り組んでいますか？

障害者差別解消法を受け、静岡県では、平成 29 年（2017 年）4 月、県の責務と県民の役割を明らかにし、相談体制の確保等施策の基本となる事項を定めた「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

条例の施行に伴い、「障害者差別解消相談窓口」を、静岡市葵区の県総合社会福祉会館に設置し、電話相談だけでなく、双方の当事者と面談して解決にあたっています。民間事業者からの合理的配慮についての相談も受け付け、差別の未然防止も進めています。

また、この条例に基づき、福祉、医療、雇用、商業、交通、教育、その他の団体、国機関、市町等 200 を超える団体等で構成される「障害を理由とする差別解消推進県民会議」を設置し、県民が一体となって「オール静岡」で障害を理由とする差別の解消を推進することとしました。



4 県民としてどんなことを心がければよいでしょうか？

○障害のある人とその障害について理解しましょう

障害は、特別なことではなく、事故や加齢などが原因で誰にでも生じる可能性がある身近なものです。そして、障害があっても、周囲の理解や配慮、協力があればできることがあることを理解しましょう。障害は、その人の一部分であり、個人の違いのひとつに過ぎません。

障害のある人やその障害について、無関心や無理解であったり、偏見や差別意識が人の心の中にあると、障害のある人の生活や社会参加を阻むことにつながりやすくなります。例えば、視覚に障害のある人のために歩道に点字ブロックがありますが、点字ブロックの上に自転車が停められていると、接触や転倒の危険につながります。

○身近に生活している障害のある人を知り、その障害について理解するために、障害のある人と話してみよう

みなさんのほんの少しの配慮が共に生きる社会の実現につながります。障害のある人が困っていそうな場面を見かけたら「お手伝いすることはありますか」とひと声かけてみましょう。その人は配慮が必要なのか、その人が必要としているのはどのような配慮なのか。その人と話してみることで分かってきます。

障害のある人が暮らしやすいまちは、障害のない人にとっても暮らしやすいまちとなるはずです。お互いの人権を尊重して、共に生きる社会を実現しましょう。

* 静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（静岡県条例第 17 号）～抜粋～

（目的）

第 1 条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関し県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、相談体制の確保、障害者及びその障害に対する理解を深めるための施策その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策等の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。



御利用ください！静岡県人権啓発センター

静岡県人権啓発センターでは次のような取組を行っています。
センターの概要については、ホームページでも紹介しています。

◎ 人権を考えます。

県民の皆さんに、人権について考えていただくために、講演会をはじめ、各種人権啓発イベントを開催しています。



◎ 人権を広めます。

- ・ 広報紙「じんけん」を発行しています。
- ・ 人権啓発冊子「だれもが幸せに」などの人権啓発資料を作成し、配布しています。
- ・ テレビ・ラジオスポットコマーシャルなどを通して人権啓発をしています。



◎ 研修を支援します。

- ・ 講師派遣（出前人権講座）
企業や団体・市町などが行う研修会へ無料で講師を派遣しています。
- ・ 教材・資料の貸出し
研修会や学習会、授業などの教材として利用できるビデオ・DVDや図書の貸し出しを行っています。



◎ リーダーを養成します。

人権問題についての啓発活動ができる人材を養成するために、人権啓発指導者養成講座などを開催しています。

◎ 相談に応じます。

人権問題に関する電話相談、面接相談を実施しています。必要な場合には法律相談も行っています。

- ・ 相談日：月～金曜日（年末年始・祝休日は休み）
- ・ 時間：午前9時00分～午後4時30分

※面接相談・法律相談についてはあらかじめ御連絡ください。

静岡県人権啓発センター

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階

TEL : 054-221-3330 FAX : 054-221-1948

メールアドレス : jinken@ace.ocn.ne.jp URL : <http://jinken.pref.shizuoka.jp/>

(平成29年度法務省委託事業)



Shizuoka Prefecture

平成30年(2018年)3月